

(仮称)亀山市こどもがかがやくまち条例(案)に対するパブリックコメント意見とその対応について

意見の募集期間： 令和8年4月27日(月)から令和8年5月26日(火)まで

議会事務局 議事調査課

条文	項号	意見	意見に対する議会の考え方	修正等
1	全体	<p>「、又は」の使い方に異論があります。「、又は」の意味を問うと、「どちらか」と「どちらも」の両方の意味があるということです。又、法令にもそのような意味での使用例もある、ということです。</p> <p>ちょっと待ってください。国が地方公共団体に示す法令の使用目的を今一度考えてください。国の法令に使用例があるとしても、それは余力のある地方公共団体がおこなっても、違法にならないということです。3つの事例のうち、3つおこなっても良いし、2つでも良い、一つは必ずやるように、ということです。どれか一つに限定はしない、ということです。</p> <p>しかし、国の法令に使用例があるという、地方公共団体がその事例を条例のなかで住民相手にそのまま使わないことです。どちらかの意味なのかを明確にし、決して両方の意味を持たせて使用してはいけません。</p> <p>亀山市の職員には、「、又は」を「両方」の意味合いで住民に使用しても平気な人がいます。それは、国の法令は地方公共団体を対象にした使用例であるにも関わらず、なんの疑いを持たずに、市民にもそのまま条例に規定して適用できると考えることです。</p> <p>国から言われたことは、行政事務レベルでの使用例です。市民に適用する場合は、そんな「行政ムラ」の「ムラ用語」ではなく、市民の誰でもが理解できる内容でなければなりません。</p> <p>市の条例においても、国の用語と同じ用例でなければならないと考えている職員がいたならば、大きな勘違いをしています。国と地方公共団体の対象が異なっているにもかかわらず、そのことの無理解によるものです。</p>	<p>法令用語としての「又は」は、列挙された事項のいずれか一つに限定する排他的選択だけでなく、いずれか又は二つ以上の事項が該当する場合を含む包括的選択としての用法も確立しています。</p> <p>また、こども基本法等の国の法令においても、「又は」は列挙された対象のいずれか一つに限定する意図ではなく、複数該当する場合を排除しないものとして運用されています。</p> <p>本条例案で用いている「又は」については、いずれの用例も市民の権利・義務を不明確にするようなものではなく、むしろ保障される範囲・対象を分かりやすく示すものとして用いています。</p> <p>例えば、第3条第5号「自分の意見又は考えを表明する機会」は、こどもが意見か考えのいずれか一方しか表明できないと解釈する余地はなく、両者を含めて自由に表明できることを示すものです。</p> <p>このように、本条例案の「又は」の用例は、いずれも市民が誤解する余地のない用法で、懸念されるような条例の解釈・運用上の混乱を生じさせるものではないと考えます。</p>	修正なし
2	全体	<p>子どもや子どもの生活支援や発達、学習に関わる様々な組織、団体、市民の意見をもとに、他自治体の条例や実施状況を調査してつくられたすぐれた条例案だと思います。</p> <p>また、条例案が議員提案として取り組まれ、市との調整をはかりながら策定してきた経緯も市議会の意義と頼もしさを感じることができるものです。</p>	<p>本条例案は、令和2年から議会の政策検討部会において検討を重ね、こどもに関する団体等との意見交換会(9団体)、市内全小中学校の児童・生徒等を対象としたWEBアンケート調査、外部有識者との意見交換、執行部との調整等を経て策定したものです。引き続き、こどもの権利保障の実効性を高める条例となるよう、議会として取り組んでまいります。</p>	修正なし
3	全体	<p>名古屋市の「なごもっか」の相談員をしている方によると「勧告」できる権限をもつことの重要性を話して見えたが、勧告でなく建議とされた理由もあると思います。より効果的に、こども及び保護者や関係する市民が、相談、救済申し立てをすることで権利保障にむすびついたと信頼をよせることができる制度にしていきたいと思えます。</p>	<p>救済委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関として設置するものであり、市長の諮問に応じて調査審議を行い、その結果を市長に報告・答申する性質を有しています。このため、当該委員会の市に対する意見表明は「建議」と整理しました。</p> <p>なお、救済委員会の調査・調整等を通じて関係機関による必要な支援が講じられることで、こどもの権利の実効的な救済が図られるものと考えています。</p>	修正なし
4	全体	<p>動き始めたら、どれくらい相談があり、救済委員会事案があり、解決されたのか、こども参加の状況はどうか、こどもの権利についてこども、保護者、市民や関連団体、組織が学び、交流する機会や広報活動も充実していく必要があると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、条例の実効性を高めるためには、施行後の運用状況を継続的に検証し、こどもの権利に関する学習・交流の機会や広報活動を充実させていくことが重要であると考えています。相談件数や救済委員会の活動状況、こどもの参画状況等についても、議会として継続的に注視してまいります。</p>	修正なし
5	第9条から第14条まで	<p>第3章の権利を保障する者の責務について、学校や事業者等関係者は、子どもの権利について学んで子どもにその権利があることを伝えることも大切です。</p>	<p>学校等関係者や事業者は、こども施策への協力やこどもたちの多様な学びを支援する中で、権利について伝えていくものと考えています。議会としても、こどもの権利に関する学習は大変重要なものであると考えているため、今後の状況を注視してまいります。</p>	修正なし
6	第18条	<p>条例案の文言で修正した方がよいと思うところがあるので意見を述べます。</p> <p>18条「市は、こどもがその権利を適切に行使することによって、その権利を侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかにこども及び保護者等が相談できるよう、相談体制を整備しなければなりません。」とありますが、こどもの権利は、こどもが権利を適切に行使する場合にかぎらず、正当な権利保障がされていないとこども、保護者等が感じている場合にも、まずは、相談できるようにする必要があります。ゆえに、下線部を、こどもが権利を侵害され、と訂正する方が、こどもの権利保障を確かなものにしていく相談体制になるのではないのでしょうか。</p>	<p>第18条は、こどもがその権利を行使する過程において権利侵害が生じる場合に限定する趣旨ではなく、権利侵害又はそのおそれがある場合に広く相談できる体制の整備を市に義務付けるものです。</p> <p>また、相談の対象者を「こども及び保護者等」とし、こども本人のほか保護者や第三者からも相談できる規定としており、ご意見のとおり、こどもや保護者等が権利保障に不安を感じる段階から相談できる体制を想定しています。</p> <p>したがって、ご指摘の趣旨は現行の条文及び逐条解説において包含されているものと考えます。</p>	修正なし

(仮称)亀山市こどもがかがやくまち条例(案)に対するパブリックコメント意見とその対応について

意見の募集期間: 令和8年4月27日(月)から令和8年5月26日(火)まで

議会事務局 議事調査課

	条文	項号	意見	意見に対する議会の考え方	修正等
7	第18条 及び 第20条	一	<p>条例案で18条に相談体制、20条にこどもの権利救済委員会の設置とありますが、相談体制と権利救済委員会は別に設置するということでしょうか。相談体制も市職員とは別に相談員を配置し、相談活動を日常的に行い、相談活動の中で、権利救済委員会事案もしくは、直接権利救済委員会への申し立てがある場合に、権利救済委員会の調査と建議、調整となるのがベストのように思います。相談体制と権利救済委員会の組織及び協力関係など規則で決める場合に検討していただきたいと思います。</p>	<p>第18条の相談体制は、こどもの権利侵害又はそのおそれがある場合に速やかに相談に応じる日常的な体制を、市に整備することを義務付けるものです。一方、第20条の救済委員会は、権利の救済及び回復が図られない事案について、調査・調整及び建議を行う市長の附属機関として設置するものです。</p> <p>両者は機能を異にするものですが、相互に連携することで、こどもの権利の実効的な保障につながるものと考えています。</p> <p>なお、本条例の施行規則は市長部局において制定されるものですが、議会として、いただいたご意見の趣旨が、今後の制度設計に活かされるよう取り組んでまいります。</p>	修正なし